

静岡県人事委員会は、特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1337

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（静岡県人事委員会規則7-1323）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) <u>(改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号。次項において「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項、第3項から第6項までにおいて「暫定再任用職員」という。）は、地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（第4項及び第5項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第5条第2項及び第3項の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>暫定再任用職員に対する改正後の規則第6条第2項及び第3項の規定の適用について</u> は、同条第2項第1号中「<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>」とあるのは「<u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項</u>若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」と、「<u>退職した日</u>」とあるのは</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p>

「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号中「地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

4 改正後の規則第6条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下この条において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

5 改正後の規則第6条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

2 規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下この条において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）について適用する。

3 規則第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規

1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

6 改正後の規則第6条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与条例第12条の3第1項又は第2項、教職員給与条例第13条の3第1項又は第2項及び警察職員給与条例第12の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

(令和10年3月31日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置)

7 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における特地勤務手当等に関する規則第4条の規定の適用については、同条中「地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7—938）別表」とあるのは「地域手当に関する規則の一部を改正する規則（静岡県人事委員会規則7—1315）附則別表」と、「給与条例第10条の2、教職員給与条例第11条の2及び警察職員給与条例第11条の6」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第9号）附則第5項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第10号）附則第5項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第11号）附則第5項」とする。

定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

4 規則第5条第1項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与条例第12条の3第1項若しくは第2項、教職員給与条例第13条の3第1項若しくは第2項又は警察職員給与条例第12の3第1項若しくは第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。